

海外経済要録

国際機関

◇ IMF理事会、1975年オイル・ファシリティーの要綱を決定

IMF理事会は4月6日、本年1月のIMF総務会暫定委員会での合意(2月号「要録」参照)に基づき検討してきた、1975年オイル・ファシリティー(注)に関する要綱を4月4日決定した旨発表した。74年オイル・ファシリティーよりも引出し要件が厳格なものとなっているのが特徴点である。概要は次のとおり。

(注) 74年オイル・ファシリティーは、石油価格上昇によるIMF加盟国の国際収支赤字ファイナンスを援助するため、昨年6月に設置されたものである(49年7月号「要録」参照)。

(1) 規模

50億SDR(ただし、74年オイル・ファシリティーからの繰越し分約4.5億SDRを含めると約54.5億SDR)

(2) 加盟国の引出し限度額算定方式

限度額は、①石油輸入コストの増加額(加盟国の72年中または73年中の石油および同製品のネット輸入量の多い方×7.5ドル/パーレル)×85%、②加盟国のクォータの125%、のいずれか小さい方を上限とする。

また、①石油輸入コスト増加額の3分の1、②74年オイル・ファシリティー引出し限度額、のいずれか大きい方を下限とする。

なお、IMF理事会が本年7月にオイル・ファシリティーの見直しをするまでは、加盟国の引出し限度は上記算定方式による額の30%を超えないものとする。

(3) オイル・ファシリティー引出し要件

イ. 国際収支問題解決のための中期計画の提示。

なお、当計画の妥当性についてIMF当局の了承を受けることが必要。

ロ. 石油節約策および代替エネルギー開発政策の提示。

ハ. 74年1月のローマ・コミュニケ(49年2月号「要録」参照)を遵守し、通貨の切下げや貿易制限強化は行わない(この要件は74年オイル・ファシリティーでも引出し要件となっていた)。

ニ. なお、引出し申請は76年2月27日(金)までとする。

(4) 信用供与期間および返済方法

信用供与期間は3年から7年まで。また返済は原則

として3年据置き後4年以内に毎四半期16回均等分割返済(ただし、期限前返済も可)の方式で行うものとする。

(5) 支払金利

引出し国の支払金利は最初の3年間で年率7 $\frac{1}{2}$ %、以後4年目が7 $\frac{3}{4}$ %、5～7年目が7 $\frac{1}{8}$ %とする。なお、IMFの取扱手数料は $\frac{1}{2}$ %とする。

(6) オイル・ファシリティーの原資調達

本ファシリティーの原資は、IMF協定第7条2項(i)に基づき(注1)、産油国およびその他国際収支大幅赤字国(注2)から借り入れる(借入れ期限は76年3月31日まで)。

なお、本調達資金に対するIMFの借入れ金利は年7.25%とし、調達資金の返済方法は原則として借入れの4年目から毎半期8回均等分割返済を行い、返済開始後4年間(借入れ開始以降では7年後)に完済するものとする。

(注1) 第7条 不足通貨

第2項 不足通貨の基金保有額を補充する措置

基金は加盟国通貨の保有額を補充するため適当と認めるときは、次の措置の一または双方をとることができる。

(i) 加盟国が基金と加盟国との間で協定した条件で基金に自国内通貨を貸し付けることまたは基金が加盟国の承認を得てその通貨を加盟国の領域の内外を問わず他の源泉から借り入れることを、加盟国に提議すること。ただし、加盟国は、基金にこの貸付をする義務または自国通貨を基金が他の源泉から借り入れることを承認する義務を負わない。

(注2) 具体的には、西ドイツ、オランダなどを指していると伝えられる。

◇ 「経済協力開発機構金融支援基金」設立に関する協定の調印

トルコを除くOECD加盟23か国は4月9日、「経済協力開発機構金融支援基金」(Financial Support Fund of the Organization for Economic Co-operation and Development、以下「基金」と略称)を設立する協定に調印した。

本協定の概要下記のとおり。

(1) 名称および所在

名称は「経済協力開発機構金融支援基金」とし、本部をパリに置く。

(2) 目的および機構

基金は、①經常取引を制限する一方的措置の回避、②OECD加盟国の適切な内外経済政策運営の支援、などを目的として設立された独立法人格をもつ国際機関であり、基金の全加盟国代表からなる意思決定機関 Governing Committee およびその下部機構 Advisory

Board が運営にあたる。

なお、基金事務局はOECD事務局内に設置する。

(3) 割当額(クォータ)

基金の総額は200億SDRとし、国別割当額(クォータ)は、GNP(1974年、OECD推計)、貿易量(1974年の輸出入平均、OECD推計)の双方を勘案して決定された(別表参照)。割当額を基にして各国の、①投票権、②基金貸付資金の調達に応ずる金額、③借入れ国が返済不能に陥った場合の危険負担額、④借入れ限度基礎、が決定される。

(4) 融資権限

基金の新規融資の権限は協定発効後2年間。

(5) 借入れ要件

- イ. 重大な対外支払い困難に直面していること、
- ロ. 外貨準備を十分適切に使用し、かつ他の資金源から合理的条件の下で可能な資金調達に最大限の努力を払ったこと、
- ハ. 他の多角的信用ファシリティを十分適切に利用していること、

クォータの国別配分

国名	クォータ	構成比
	百万SDR	%
豪州	300	1.5
オーストリア	200	1.0
ベルギー・ルクセンブルク	500	2.5
カナダ	840	4.2
デンマーク	240	1.2
フィンランド	160	0.8
フランス	1,700	8.5
西ドイツ	2,500	12.5
ギリシャ	120	0.6
アイスランド	20	0.1
アイルランド	120	0.6
イタリア	1,400	7.0
日本	2,340	11.7
オランダ	600	3.0
ニュージーランド	160	0.8
ノルウェー	200	1.0
ポルトガル	120	0.6
スペイン	500	2.5
スウェーデン	300	1.5
スイス	400	2.0
トルコ	120	0.6
英国	1,600	8.0
米国	5,560	27.8
合計	20,000	100.0

などの要件を満たしているか否かにつき、Governing Committee(基金の決定機関、加盟国が任命する各代表および同代理によって構成)が審査を行ったうえで、議決(注)により貸付(最高7年)の可否を決定する。その際、借入れ国は対外金融状況を改善するための政策の遂行などを基金との間に取り決める。

(注) 議決の方法

貸付額がクォータの範囲内	3分の2の多数決
"	100%超200%90% "
"	200%超全会一致

(6) 資金調達方法

基金の資金調達は、①「個別拠出(individual commitments)」、②「共同貸付予約(collective undertaking)」、③両者の組合せ、の3方法のいずれかによることとし、個別借入れ案件ごとにGoverning Committeeが決定(議決方法は貸付の可否決定の場合と同様)する。

①の「個別拠出」は、④各国が直接基金に資金を払い込む「直接ファイナンス(direct financing)」、⑤借入れ国が元利弁済不能に陥った場合、基金に資金提供を個別に約し、それに基づき基金が貸付資金の市場調達などを行う「個別貸付予約(individual undertaking)」の二つの方法があり、いずれをとるかは拠出国の選択にゆだねられる。

また②の「共同貸付予約」は、借入れ国が元利弁済不能に陥った場合、基金に資金を提供することを全加盟国(借入れ国を含む)が連帯して誓約(注)し、それに基づき基金が貸付資金の市場調達等を行う方法である。

(注) 「個別拠出」の場合には、当面および先行きの国際収支状況に照らし、借入れ国と当該国を除く3分の2の多数決による拠出免除が認められるが、「共同貸付予約」の場合にはそのような免責規定はない。

(7) 表示通貨

基金債務の表示通貨については、「直接ファイナンス」の場合は拠出国の選択によりSDRまたは拠出通貨、「個別貸付予約」ないし「共同貸付予約」の場合にはGoverning Committeeの決定に従いSDRまたは基金の調達通貨とする。また、基金債権の表示通貨については、当該貸付資金調達にあたって採用された通貨と同一のものとする。なお、決済通貨は表示通貨と同一のものとする(ただし、SDR表示の場合は、基金と基金に対する債権者とで合意された通貨を使用する)。

(8) 金利

まず、基金の支払金利については、「直接ファイナンス」の場合は基金の「個別貸付予約」による調達金利ないし同調達想定金利を勘案し、「個別貸付予約」、

「共同貸付予約」の場合は市場状況を勘案して、それぞれ Governing Committee が決定する。他方、貸付金利については、貸付資金調達コストを下回らない水準で Governing Committee が決定する。

(9) 協定の発効および改正

本基金の設立協定は、75年4月9日から5月31日の間に署名し、かつ次のいずれかの場合に効力が発生する。すなわち、

- イ. クォータの90%を有する国が批准した日から10日目に批准国間で発効。
- ロ. クォータの少なくとも60%を有する15か国の批准後10日目にこれら15か国間で発効。

なお、基金規模の増額、貸付権限存続期間(2年)の延長を含む協定改正には、投票国の全会一致による Governing Committee の発議および各加盟国の国内立法手続が必要である。

米 州 諸 国

◇米国、1975年減税法成立

フォード大統領は3月29日、「1975年減税法」に署名した。同法は本年1月、フォード大統領が議会に提出した一般教書において提案された減税案(160億ドル、2月号「要録」参照)を、議会の審議過程で大幅に増額するとともにその内容を修正したもので、減税規模としては228億ドルと米国史上最大のものとなっている。

なお、フォード大統領は本減税措置によって76年度予算の赤字幅が少なくとも600億ドル(予算教書における見込み額は519億ドルの赤字)と史上最大の金額に達する見込みであると述べるとともに、一般教書、予算教書で示された歳出抑制計画が認められない場合には、1,000億ドル以上の財政赤字に達する可能性もあるとして、議会の歳出拡大の動きに対し警告を発している。

本減税法の概要は次のとおり。

(1) 個人に対する減税および給付措置

- イ. 個人所得税納税額の現金還付(rebate of 1974 taxes)

原則として、1974年中の個人所得税納税額のうち10%を現金で還付する。ただし、1人当たり還付最高額は200ドルとするが、他方納税額が100ドル以下の者に対しては納税額全額を現金還付することとする(本措置による減税総額81億ドル)。

なお、調整総所得(adjusted gross income(注))が20千ドルを超える場合は、その超過額100ドルにつき最高還付額である200ドルから1ドル方減額する

扱いとする(ただし、減額は100ドルまでで、したがって調整総所得30千ドル以上の場合の還付額はすべて100ドル)。

(注) 調整総所得(adjusted gross income)とは、総所得(gross income)から事業経費(個人の場合は支払利息等が対象)を控除したものの。

ロ. 概算控除(standard deduction)の引上げ

1年間(原則として1975年)に限り、概算控除を現行の調整総所得の15%(最高控除額2千ドル)から16%(最高控除額、独身者2.3千ドル、妻帯者2.6千ドル)に引き上げる。

なお、概算控除最低額も現行の1.3千ドルから独身者1.6千ドル、妻帯者1.9千ドルに引き上げる(本措置による減税総額25億ドル)。

ハ. こどもの保育料支払に対する最高控除額適用所得水準の引上げ(child care deduction)

現行基準では調整総所得が18千ドルまでの場合4.8千ドル(ただし調整総所得が18千ドルを超える場合は、その超過額2ドルについて控除額を1ドル減額。調整総所得27.6千ドルで打ち止め)となっているが、これを1976年以降調整総所得35千ドルまで4.8千ドルとする(調整総所得44.6千ドルで打ち止め。本措置による減税総額年1億ドル)。

ニ. 個人に対する税額控除(personal exemption tax credit)

1年間(原則として1975年)に限り、各納税者およびその配偶者、扶養親族1人につき30ドルを納税額から追加控除する(本措置による減税総額53億ドル)。

ホ. 低所得層に対する税額控除(earned-income credit)

1年間(原則として1975年)に限り、調整総所得が4千ドル以下の世帯(ただし扶養する子供がある場合)に対し、その10%(最高控除額400ドル)を納税額から控除する。ただし、調整総所得が4千ドルを超える場合には、その超過額10ドルにつき控除額を1ドル減額(調整総所得8千ドルで打ち止め)。

なお、本控除額が納付すべき所得税額を上回る場合には上回る額を現金還付する(本措置による減税総額15億ドル)。

ヘ. 新設住宅購入者に対する税額控除(house purchase credit)

新設の居住用住宅(アパートを含む)を購入する者に対し、その購入価格の5%(最高控除額2千ドル)を納税額から控除する。

ただし、1975年3月25日現在で建設済みまたは建設中の住宅を1975年3月13日から12月31日までの間に購入した者のみを対象とする(本措置による減税総額6億ドル)。

ト. 社会保障給付金等受給者に対する給付(payment to social security recipients)

1975年に限り、社会保障給付金、鉄道退職者年金および老人、盲人、不具者等福祉基金の受給者に対し、1人当たり50ドルを給付(本措置による給付総額17億ドル)。

チ. 失業保険給付期間の延長

失業が高水準な州において、6月末までに失業保険の給付期間が終了する失業者に対し、当該給付期間をさらに13週間延長し最高65週間とする(本措置による給付総額2億ドル)。

(2) 企業に対する減税措置

イ. 法人所得税の税率変更(corporate tax rate changes)

米国の法人税は普通税と付加税の2種類があり、現在は普通税が課税所得額の22%、付加税が課税所得額中の25千ドルを超える部分の26%となっている(したがって普通税、付加税合計で最高48%)が、今次減税法においては、1975年に限り、普通税については、課税所得額が25千ドル以下に対して20%、25千ドル超に対して22%と2本建にし、また付加税については50千ドルを超える課税所得について26%(普通税、付加税合計で最高48%)とする(本措置による減税総額15億ドル)。

ロ. 投資税額控除率の引上げ(investment tax credit)

1975、76年の2年間に限り、75年1月22日以降の設備投資について投資税額控除率を10%に引き上げる(現行、一般企業7%、公益企業4%。本措置による減税総額2年間で33億ドル)。

(3) 企業に対する増税措置

イ. 石油・天然ガス会社に対する減耗償却控除の一部廃止

現在は、石油・天然ガス会社の総所得(gross income)の22%を減耗償却(注)として控除することが認められているが、大企業に対してはこれを撤廃することとする。なお、日産精製能力5万バレル以下の中小企業については、1975年中については日産2,000バレルまでは引き続き22%の控除を認め、1976年以降5年の間に控除対象精製能力の基準額を毎年日産200バレル方減少させ、1980年以降は日産1,000バレル以下のものについてのみ控除対象

とする。また控除率も、1981年に20%、82年18%、83年16%と引き下げ、84年以降15%とする(天然ガスについては1バレルを6,000立方フィートと読み換える、内容は石油と同じ。本措置による増税総額は17億ドル)。

(注) 米国においては、石油、天然ガス、鉄鉱等天然資源資産に投下された資本は、当該資産の減耗償却という課税控除を通じて回収することが認められている。

ロ. 石油会社等多国籍企業に対する増税

(イ) 石油会社は、海外で納税した額のうち一定金額を米国での納税額から控除することが認められているが、今次措置によってその優遇措置を縮小。1975年1月1日からそ及実施(本措置等による増税総額75年中2.3億ドル)。

(ロ) 海外での非課税所得(tax haven income)の30%未満が税制上の優遇を受ける扱いとなっているが、これを10%未満に引き下げる。また、tax haven incomeを発展途上国に再投資する場合や米国内の株主に配当する場合には同様に優遇を受ける扱いとなっていたが、これを撤廃する(これら措置による75年中の増税総額は0.4億ドル)。

◇米国連邦準備制度理事会、支払準備制度の一部を変更

連邦準備制度理事会は4月9日、ユーロ・ダラー等対外借入れに対する準備率を従来の8%から4%に引き下げ、5月22日に始まる4週間(準備積立期間)から実施(計算期間は4月10日に始まる4週間)する旨発表した。

本措置につき同理事会では、「これによって定期性預金に対する準備率との整合性が図られるほか、外国為替市場におけるドルの強化にもつながることとなる」と説明している。また、非加盟外銀に対しては、かねて自発的な準備積立てを要請してきた(注)が、本措置に伴い、これら外銀に対する準備率も4%に引き下げられることとなった。なお同理事会では、本措置に伴う所要準備の軽減額を、加盟銀行につき約65百万ドル、外銀では約15百万ドルと見込んでいる。

(注) 48年6月1日、バーンズ連邦準備制度理事会議長は外銀支店等に書簡を送り、自主的協力を求めるという形で準備金積立てを要請(48年7月号「要録」参照)。

◇米国、企業に対する外国為替ポジション等の報告徴求を実施

財務省は2月24日、米国企業などから特定の外国通貨に関する為替ポジション等の報告を徴求することにした旨発表した。概要は次のとおり。

(1) 報告対象通貨

ベルギー・フラン、カナダ・ドル、オランダ・ギルダー、フランス・フラン、ドイツ・マルク、イタリア・リラ、日本円、スイス・フラン、英ポンドの9外国通貨。

なお、米国企業の海外支店および海外子会社の場合には米ドルについても報告を要する。

(2) 報告対象先

米国内のすべての企業(金融機関を除く、以下同じ)、非営利機関(外国企業等の米国支店および米国子会社を含み、個人企業、合名会社、株式会社のいかなるものも)。以下同じ)ならびにその海外支店および海外子会社であって、上記(1)の通貨建による資産、負債および先物為替ポジションを有するもの。

(3) 報告時期

イ. 米国内の企業、非営利機関については原則として月(月末)ベースとする。月別報告ではやむをえない場合推計数を用いてもよいが、各四半期の最終月の報告に推計数を用いた場合には、別途確定数による報告を要する。なお、各四半期の最終月において、推計段階では為替ポジション残高が要報告額未満のため月別報告を要しなかったが、確定数で要報告額に達した場合には報告を要する。

ロ. 海外支店および海外子会社については四半期ベースとする。

ハ. また、財務省が外国為替市場の状況からみて必要と判断した場合にはそのつど特別報告を徴求。

ニ. 第1回の定例報告は、3月の最終営業日付けで行うものとする。

(4) 報告内容

イ. 米国内の企業、非営利機関

社内勘定(intercompany accounts)を含む各通貨別の資産(流動資産、貿易関係短期債権<残存期間1年以内>、その他資産別に報告。以下同じ)、負債(短期負債、貿易関係短期債務<残存期間1年以内>、その他負債別に報告。以下同じ)、先物為替売買残高およびネット総合ポジション(注)とする。ただし、各通貨別・報告項目別の金額がいずれも1百万ドル未満(ドル換算額、以下同じ)である場合には報告を要しない。しかし、1百万ドル以上の項目が一つでもある場合には、当該通貨についてはすべての項目を報告することを要する。また、国内支店、国内子会社勘定の扱いについては、1国内支店等の各通貨別・報告項目別の金額がいずれも20万ドル未満の場合にはこれを合算して報告することを要しない。しかし、20万ドル以上の項目が一つでもある場合に

は、その国内支店等の当該通貨についてはすべての項目を合算して報告することを要する。

(注) 各通貨別のネット総合ポジション算定方法は次のとおり。

$$\text{ネット総合ポジション} = \text{資産} - \text{負債} + \text{先物為替買残高} - \text{先物為替売残高}$$

ロ. 米国企業、非営利機関の海外支店および海外子会社

社内勘定を含む各通貨別の資産、負債、先物為替売買残高およびネット総合ポジションにつき、当該通貨発行国内における海外支店等保有分とその他諸国における保有分に区分して報告するものとする。ただし、各通貨別・報告項目別の金額がいずれも1百万ドル未満かドル・ポジションのみしか有しない海外支店等は報告することを要しない。しかし、1百万ドル以上の項目が一つでもある場合には、当該通貨についてはすべての項目を報告することを要する。

(5) 罰則

故意に報告を怠った場合は、1万ドル以下の罰金ないし10年以下の懲役またはその双方を課す。

欧 州 諸 国

◇ E C 蔵相会議、経済政策の協調問題等を検討

1. E C 蔵相会議は4月21日、ルクセンブルクにおいて開催され、経済政策の協調的運営に関する問題等公式議題のほか、①域内中央銀行間における金売買問題、②スイスの共同フロート参加問題、などが話し合われた。これら問題の検討状況は概要次のとおり。

(1) 経済政策の協調的運営に関する問題

各国経済の現状および政策運営方針等について意見交換を行うなど、今後ともさらに緊密な情報交換により政策協調の実を上げることが確認。さしあたって、各国とも深刻な雇用問題に直面しているおりから、労働大臣を交えての会議開催を検討することで合意。また、単に E C 内での協調にとどまらず、米国、日本等その他主要国との協調を図る趣旨から、とりあえずライオン・アイルランド蔵相(蔵相会議議長)を米国に派遣し、サイモン財務長官との間で意見交換を行う旨決定(本決定は3月18日の蔵相理事会での合意を具体化したもので、ライオン蔵相はハーフェルカンプ E C 委員会副委員長とともに5月6日ワシントンに赴き、サイモン長官と会見)。

(2) 中央銀行間における金の売買問題

本問題に関する E C 中央銀行専門家グループの提案

(3月号「要録」参照)について、米国を含む主要先進国との意見調整を進める。当面の予定としては、5月のB I S月例中央銀行総裁会議における討議を経たあと、6月のIMF暫定委員会までに、できるだけ広範囲の参加国による取決め締結実現の方向で努力する(もともと、フランスは「金売買の結果、取決め参加国総体の金準備保有量は不変とする」などの条件については、金取引に関する中央銀行の自由な行動を阻害するものとして反対しているため、EC内での意見調整にもなお曲折が予想される)。

(3) スイスの共同フロート参加問題

具体的進展なし(本件に関連するスネーク運営ルールの弾力化等技術的問題の検討は事務レベルではほぼ完了している模様であるが、①スイスがまだ正式には加盟を申請していないこと、②フランス、ベルギー、デンマーク等がスイス・フラン参加に伴う各国通貨のフロート・アップを懸念していること、などから、本問題の收拾にはなお時日を要しようとの観測が一般的)。

2. また、同会議では新ucの漸進的適用に関する具体的段取りが決定され(新ucの創設については4月号「要録」参照)、まず、ロメ協定(3月号「要録」参照)に基づく発展途上国援助資金の計算単位として新ucが使用されることとなった。

◇英国政府、1975年度予算案を発表

1. 英国政府は4月15日、1975年度(1975年4月～76年3月)予算の政府原案を発表した。その概要次のとおり。

(1) 予算規模、収支じり

歳出の伸びは前年度当初予算比+39.0%、同実績見込み比でも+15.1%とかなり大型化。しかし歳入面における増税措置により、収支じりは27億ポンドの赤字と、前年度実績見込み(赤字32億ポンド、前年度当初予算では10億ポンドの黒字)比若干ながら赤字幅を縮小。

(2) 具体的措置

イ. 増税

(イ) 所得税…税率を一律2%ポイント引上げ(標準税率33→35%)。ただし、基礎控除額の引上げも同時に実施(独身者の場合年間50ポンド、有配偶者の場合90ポンドそれぞれ引上げ。本年度税収増2.25億ポンド)。

(ロ) 付加価値税…家電製品(テレビ、ラジオ、レコード・プレーヤー、電気冷蔵庫等<ヒーター、料理用機器は対象外>)、カメラ、双眼鏡、ボート、航空機、宝石、毛皮等いわゆるぜいたく品にかかる付加

価値税率を25%(現行8%)に引上げ(5月1日から実施。本年度税収増2億ポンド)。

(ハ) 消費税…酒類(ビール、ウイスキー、ワイン等)、たばこ等に対する課税の引上げ(本年度税収増6.25億ポンド)。

(ニ) 自動車税(the road licence fee)の引上げ(個人の場合現行年間25ポンドを40ポンドへ。本年度税収増2.7億ポンド)。

ロ. 歳出削減

本年度は歳出総額としては格別の削減努力がなされていないが、内容的にみると、国有企業に対する価格抑制補助金の大幅カット(74年度5.5→0.7億ポンド)が目だつ(なおヒーリー蔵相は、予算演説のなかで76年度の予算についてもふれており、同上補助金の廃止のほか、国防費の削減<1.1億ポンド>、食料品<1.5億ポンド>ならびに住宅<0.65億ポンド>に対する補助金のカットおよび一般経費支出の減額などにより、合計9億ポンド<74年価格>歳出を圧縮する計画を明らかにしている)。

ハ. 企業助成策

(イ) 企業投資補助…産業法に基づく投資計画への補助のほか、特定産業の近代化・合理化投資への補助(歳出額1億ポンド)。

(ロ) 価格規制(price code)の一部緩和

A. 設備投資に伴うコスト増の価格転嫁許容限度の引上げ(現行の17.5%から20%へ)。

B. 上記対象を輸出向け生産のための設備投資にまで拡大(従来は国内向け商品の生産設備のみが対象)。

C. 事業所用自動車の購入を本制度の対象設備投資として認める(従来は対象外)。

(ハ) 在庫評価益に対する課税軽減措置(売上げ利益の10%を限度とするもので、74年11月に実施された)を継続するとともに、その対象を非法人企業にまで拡大。

(ニ) 輸出信用保証局(EGGD)による船積み前金融の保証実施。

ニ. その他措置

(イ) 金貨類の輸入制限…1837年以降製造の金貨(金メダルを含む)の輸入は、公認ディーラーが非居住者に対し売却する場合を除き禁止(なお公認ディーラーによる輸入も個別許可、4月15日から実施)。

(ロ) 労働者再訓練計画への追加支出(75年度0.2億ポンド、76年度0.3億ポンド)。

(ハ) 雇用補助金…失業者の多い地域の企業に対し、過

剩人員整理を引き延ばすため一時的に補助金を支給。

英国の1975年度予算

(単位・百万ポンド)

	1974年度		1975年度 予 算 (C)	増減率(%)	
	当初予算 (A)	実績見込 (B)		(C)/(A)	(C)/(B)
歳 入	23,188	23,570	28,110	21.8	19.3
うち租 税	22,277	22,132	26,851	20.5	21.3
歳 出	22,203	26,802	30,858	39.0	15.1
収 支 じ り	985 [△]	3,232 [△]	2,748	—	—

英国の公共部門対民間資金需要見通し

(単位・百万ポンド)

	1974年度			1975年度	
	当初 予算	11月補 正予算	実績 見込	予 算	予算編成 前見通し
中 央 政 府	1,525	3,930	5,109	7,827	9,028
地 方 公 共 団 体	771	1,324	1,664	297	297
国 有 企 業	437	1,077	829	931	931
計	2,733	6,331	7,602	9,055	10,256

◇英国政府、英国石油公社の設立を発表

1. 英国政府は4月9日、「石油および海底パイプライン法案」(Petroleum and Submarine Pipeline Bill)を国会に提出、英国石油公社(British National Oil Corporation)の設立方針を明らかにした。概要は次のとおり。

(1) 機能…①石油および天然ガスの開発、生産、販売等直接事業活動、②英国政府の参加している石油権益の取得(さしあたっては石炭公社の石油権益を継承)、③海外での事業活動(子会社の設立、取得も含む)、④貸付、保証(③、④は政府の同意を要する)など。

(2) 資金調達・運用…新設される石油特別会計(National Oil Account)による。同公社の借入れ限度は6億ポンドとし、その範囲内でエネルギー省からの財政融資特別会計(National Loans Fund)資金借入れを行うことができ、さらに大蔵省からの借入れ保証を受けることが認められる。ただし、上記借入れ限度は、議会の承認があれば、9億ポンドまで引き上げられるものとする。

2. なお、北海油田開発に関連してエネルギー省は4月14日、石油生産見通しを発表した。それによると、北海石油生産は開発計画の遅れから75年中わずか1～3百万トン、76年も15百万トン程度(昨年の見通しでは75年は

5百万トン、76年は25百万トン)にとどまるが、80年には100～130百万トンに達し、ほぼ国内需要の自給が可能とされている。

◇英国政府、ブリティッシュ・レイランド社の国有化方針を発表

1. ウィルソン首相は4月24日、国会において、英国最大の自動車メーカーであるブリティッシュ・レイランド社(BLMC)の再建策に関する下記ライダー報告を基本的に了承するとともに、「政府としては、①同社に対し78年までに5億ドルの資金援助を行うほか、②同社の発行済み株式の過半数を1株当たり10ペンスで取得(注)する(新設予定の国家企業公社<National Enterprise Board>が保存)」などの方針を明らかにした。

(注) BLMCの株式は、4月23日以降ロンドン証券取引所における上場を停止されたが、その時点での株価は6.25ペンス。

2. ライダー報告は、BLMCが昨年末政府に対し緊急資金援助を要請する(1月号「要録」参照)など著しい経営不振に陥っていたことから、政府の委嘱によりドン・ライダー産業省顧問(NEB設立準備委員長)が同社の再建策を検討し、その結果をとりまとめたもので、概要は次のとおり。

(1) BLMCの再建に要する資金は、今後8年間(1975～82年)に総額約28億ポンド(75年価格では約15億ポンド)が見込まれ、そのうち13～14億ポンドは外部資金依存となろう。

(2) 78年までに調達すべき外部資金は9億ポンドと見込まれるが、その大部分は政府資金によらざるをえまい(具体的には、株式取得に2億ポンド、長期融資の形で5億ポンド、合計7億ポンドの政府資金投入を報告)。

(3) BLMCは、機構改革、役員更迭、人員縮小など各種の経営合理化を必要とする。

3. 今回、政府がこのようなライダー報告をほぼ全面的に受け入れた背景には、BLMCが英国最大の輸出業者であり、従業員も17万人を擁し、関連企業などを含めると1百万人の労働者が同社に依存しているといわれており、同社の破たんが英国経済に与える影響は、「単に同社のみならず英国産業全体に対する国内外の信頼を大きく損なう」(ウィルソン首相)との配慮が働いていた。

◇英蘭銀行、新総裁顧問を任命

英蘭銀行は4月25日、従来の3名の総裁顧問に加え新たに企業金融担当の顧問として、FFI(産業金融会社…英蘭銀行およびLondon & Scottish clearing banksな

どが共同出資)理事 Sir Henry Benson を任命したと発表した(正式発令は5月1日)。

Sir Benson は王立公認会計士協会メンバーでもあり、産業界の事情に明るく、今回の顧問任命はリチャードソン総裁のイニシアチブによるものといわれている。なお現任3名の顧問は同行生え抜きの職員であり、今回のような外部からの招へいは1948年以来はじめてとされている。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引下げ

ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行(Barclays, Lloyds, Midland および National Westminster)は4月22日(Lolydsのみは23日)、前月に続き貸出基準金利を9.5%に引き下げた(引下げ幅はBarclaysが0.75%、その他3行は1%)。また同時に、7日もの通知預金も引き下げられ6.25%となった(引下げ幅は1~1.25%)。

今次貸出金利の引下げについて、Barclaysでは、「企業需資の回復が依然かはばかしくないこと、18日に英蘭銀行の最低貸出歩合が低下したことなどにかんがみて実施したもの」と説明している。

◇西ドイツ、債券担保貸付歩合を引下げ

1. ブンデスバンクは4月24日、定例中央銀行理事会において、債券担保(ロンバード)貸付歩合を6.5%から6.0%へ0.5%引き下げ、4月25日以降実施する旨決定した(なお公定歩合は5.0%に据置き)。この結果、今回緩和期の通計引下げ幅は公定歩合が2.0%、債券担保貸付歩合が3.0%となり、また公定歩合と債券担保貸付歩合との開差は前回緩和期後半ごろの1%となった。

2. 本措置について同行からコミュニケは発表されなかったが、同行筋では、「市場金利の低水準維持を図ったもの」としており、また公定歩合を据え置いたことについては、「市中預貸金利がかなり急速に低下してきている現在、性急にいっそうの引下げを促す必要はなく、そのほか公定歩合と債券担保貸付歩合との開きをこの辺で前回緩和時後半ごろの1%に戻しておくという意味合いもあった」とコメントしている。

◇西ドイツ政府、7%ものおよび7.5%もの中期国債を発行

西ドイツ政府は4月15日、7%もの(①)および7.5%もの(②)中期国債(Kassenobligationen)を入札発行した。本国債の発行条件等次のとおり。

	①	②
発行額	529.7百万マルク	534.4百万マルク
表面金利	7%	7.5%
期間	3年	4年
発行価格	98.8%	98.7%
応募者利回り	7.46%	7.89%

(訂正) 4月号の「西ドイツ政府、8.5%物連邦債を発行」に関する内容の一部を下記のとおり訂正します。
 1行目……第1回目→第2回目
 4行目……(74年12月)を1%ポイント→(75年1月)を0.75%ポイント
 6行目(カッコ内)……600百万マルク→660百万マルク
 7行目(")……9.5%→9.25%
 10行目(")……9.69%→9.43%

◇西ドイツ、8.25%もの連邦鉄道債を発行

西ドイツ政府は4月25日、連邦鉄道債の発行要領を以下のとおり決定した。それによれば、クーポン・レートは3月発行の同じ8年ものの連邦債(8.5%)をさらに下回る8.25%となった(カッコ内は3月発行の連邦債)。

発行額	540百万マルク	(660百万マルク)
表面金利	8.25%	(8.5%)
期間	8年	(8年)
発行価格	98.5%	(98.5%)
応募者利回り	8.52%	(8.77%)
売出し期間	4月30日~5月5日<ただし上記のうちの500百万マルクについて>	

◇西ドイツ5大経済研究所、共同景気見通し等を発表

1. 西ドイツの5大経済研究所は4月28日、恒例(通常春秋2回)の共同景気見通し等を発表、本年後半に同国の顕著な景気上昇を見込むとともに、これまでに採られてきた財政、金融両面の刺激策で十分であり、これ以上の措置は必要でないとの見解を明らかにしている。

その要旨は次のとおり。

(1) 1975年の西ドイツ経済の見通し

イ. 西ドイツの景気は、現在までのところ顕著な好転をみていないが、これまでに採られてきた景気刺激策は、先行ききわめて大きな浮揚効果をもつものとみられる。また本年の賃金改訂交渉において、賃上げ幅が妥当な水準に収まったことや、先進工業諸国の景気も年内には上昇に向かうものと予想されることなども勘案すると、年初来徐々に増加している設備投資が本年後半には増勢を強めるほか、個人消費の持直し、輸出の回復、建設活動の下げ止まりなども見込まれるため、下半期には景気の上昇テンポはかなり高まるものとみられる(ただし年間を通じてみると、上半期の落込みがひびいて実質経済成長率

は0～+1%とほぼ前年<+0.4%>並み)。

西ドイツ5大経済研究所の景気見通し

(実質、前年比伸び率・%)

	1974年 (実績)	1975年 (予測)	1975年	
			上半期	下半期
G N P	+ 0.4	0～+1	- 1.5	+ 2.5
個人消費	+ 0.2	+ 3	+ 2	+ 3.5
政府支出	+ 4.4	+ 2.5	+ 2	+ 2.5
固定資本形成	- 7.9	- 3	- 5	- 1
うち機械設備	- 7.7	- 1	- 2	0
建物	- 8.1	- 4.5	- 8	- 1.5
輸出	+ 13.4	0	- 1.5	+ 1.5
輸入	+ 4.9	+ 3.5	+ 2	+ 4.5
G N P デフレーター	+ 6.6	+ 7	+ 8	+ 6
個人消費デフレーター	+ 7.3	+ 5.5	+ 6	+ 5

(注) 民間5大経済研究所は以下のとおり。

Deutsches Institut für Wirtschaftsforschung, Berlin
(Institut für Konjunkturforschung)
HWWA-Institut für Wirtschaftsforschung, Hamburg
Ifo-Institut für Wirtschaftsforschung, München
Institut für Weltwirtschaft an der Universität, Kiel
Rheinisch-Westfälisches Institut für Wirtschaftsforschung, Essen

- ロ. 物価の騰勢はさらに鈍化し、消費者物価(個人消費デフレーター)上昇率は年末には前年比5%以下にまで低下しよう(75年平均では前年比5.5%の上昇)。
- ハ. 労働力需給の緩和傾向が改まるのは年後半にずれ込む見通しで、年平均失業率は4%程度と予測される。
- ニ. 対外面では、輸出入とも漸増するが海外需要に比べ国内需要の回復の方が先行するとみられるところから、貿易収支黒字は若干減少するものと見込まれる。

(2) 政策提言等

- イ. これまでに採られてきた財政、金融両面からの景気刺激策は、1966～67年の不況時の経験に照らしても、景気回復には十分と考えられる。いまのところ、これら政策の効果は指標面にはあまり現われていないが、効果発現までのタイム・ラグ等を考慮すると、これまでの政策が不十分であると評価するには時期尚早である。経済界は、世界景気の沈滞や長期的な成長テンポ鈍化の可能性等への危ぐから、依然慎重な態度に終始しているが、このような悲観的な見方はやや行き過ぎであり当たっていない。短期的な個々の事実を積み上げて、長期的なマクロの動向を推測しようとする誤りは、過去にもみられたことであり、これが誤りだということが認識されればされるほど、景気回復にとりプラスとなろう。
- ロ. 財政収支は、昨夏決定の税制改正などによる歳入の伸び悩みと昨年末決定の一連の景気刺激措置に伴う歳出増加などを映じて、赤字幅を著しく拡大している。これは現状では妥当な規模とみられるが、これ以上になれば行き過ぎであり、むしろ今後景気回復につれて民間資金需要が増大してきた場合に財政赤字を削減する必要も出てこよう。
- ハ. 金融政策は景気局面に沿って適切に運営されている。ただし、今後公共部門の借入れ需要がさらに増大し、資本市場がひっ迫するような場合、金利上昇抑制の要請が出てきて政策運営に制約を受ける可能性もあるが、その場合も景気行き過ぎを防止する見地から現行のマナー・サプライをコントロールする政策を優先すべきである。なお金融機関の自由流動性準備は、すでに本年の中央銀行通貨の目標伸び率(8%)からみて十分な水準にまで増加しており、これ以上の増加となれば、ブンデスバンクは今後むしろ流動性の吸収を行わざるをえなくなろう。

(3) 世界経済の見通し

- イ. 世界的な生産減退、失業増大などに象徴される景気後退に対処するため、各国がそれぞれに引締め緩和ないし積極的景気拡大策に転じたため、夏場には生産減退にも歯止めがかかろう。ただし各国とも、長期安定的な成長および対外均衡等の達成を目標としており、慎重な政策運営態度を崩していない。
- ロ. おおむね各国で物価、賃金に関しては安定傾向がうかがわれ、とくに西ドイツ、米国、日本においてそのような傾向が顕著である。他方、世界貿易は先行きも伸び悩み状態を続けるものとみられ、数量ベースでは75年を通していても前年水準を上回らない見込みであり、また先進工業国の経常収支不均衡がこれまでのように順調な改善を示すとみることもむずかしい。
2. なお、上記見通しに対し、政府筋では「これまでの当局の政策の正しさを立証するもの」として歓迎しているが、ドイツ産業連盟など産業界の一部では「不明りような見通し」との批判的な受け止め方をしている。

◇西ドイツ、小規模個人銀行の破たん表面化

西ドイツ・ケルン所在の個人銀行 Ferd Schröder und Co.(資産総額80百万マルク)は4月11日、営業免許を返上した。同行は、昨夏のヘルシュタット銀行破たん以

降、預金引出しの余波を受け業容の縮小をきたしており、このため他行との提携による経営建直しを画策してきたが、結局成果をあげなかったものとみられている。

◇西ドイツ・バブコック社株式のイラン政府による取得
西ドイツの中堅機械メーカー Deutsche Babcock und Wilcox 社(年商 34 億マルク、資本金 126.5 百万マルク)は、イラン政府に対し、同社の総株式のうち 25.02%(取得価額 178.3 百万マルク)を売却する内容の契約に 4 月 9 日調印したことを明らかにした。この結果、イラン政府は同社の筆頭株主となった(株式譲渡は 7 月 31 日までに行われる予定)。

バブコック社によれば、「本件に関するイラン政府のねらいはさだかでないが、バブコック系列企業に対し、イラン政府から、発電所用プラント(12億マルク)建設の大口発注予定を通告されていることにかんがみ、その建設円滑化が一つのねらいとみられる」旨明らかにしている。さらに同社首脳は、「イラン政府が株式をさらに買い増して経営を支配する意向はないものと了解している。本件は事前に西ドイツ政府に対し通知されており、海外株主の国籍移動にすぎない(イラン政府の取得株式は、従来英国バブコック社が保有していたもの)ものであり、西ドイツ政府から格別の反対は受けていない」と説明している。なおこのような動きに対し、同社第 2 位株主の Berliner Handels-Gesellschaft Frankfurter Bank (略称 B H F 銀行、持株比率 2 割弱)は、「今のところ同社株式保有方針を変えるつもりはない」とコメントしている。

◇フランス、公定歩合を引下げ

フランス銀行は 4 月 10 日、公定歩合を 1.0%引き下げ(11.0→10.0%)、即日実施する旨決定した。今次引下げは 1 月 9 日(13.0→12.0%)、2 月 27 日(12.0→11.0%)に続く第 3 回目のものであり、この結果累計引下げ幅は 3%となった。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート、75 年 2 月 27 日以降適用)。

基準割引歩合	10.0%(11.0%)
証券担保貸付	10.5~12.0%(11.0~12.5%)
輸出関係手形	
短期手形	10.0%(11.0%)
中期手形	
E C 諸国向け	10.0%(11.0%)
その他諸国向け	4.5%(4.5%、据置き)
大蔵省証券買入れ利率	4.0%(4.0%、ク)

◇フランス、市中銀行貸出金利の引下げ

フランスの代表的な市中銀行であるクレディ・リヨネ(Le Crédit Lyonnais)は 4 月 16 日、短期貸出基準金利の 0.9% 引下げ(11.2→10.3%)をはじめとする一連の貸出金利引下げ(商業手形割引歩合 12.2→11.3%、当座貸越 13.25→12.35%等)を決定、他の市中銀行もただちにこれに追随した(即日実施)。

短期貸出基準金利の引下げは 1 月 8 日(12.4→11.9%)、3 月 3 日(11.9→11.2%)に続く 3 回目のもので、前 2 回の引下げと同様、フランス銀行の公定歩合引下げおよび金融市場金利の低下に伴う資金コストの軽減に対応して決定されたものである。

◇フランス、新景気対策を決定

1. フランス政府は 4 月 23 日、設備投資の促進を主眼とする概要次のような新景気対策を決定した。

(1) 設備投資減税

4 月 30 日以降 12 月末までの間に、特定の投資財購入契約を締結した企業に対しては、総購入価格の 10%相当額について、企業が納付すべき付加価値税を免除する(本措置による本年度歳入減見込み 20 億フラン)。

(2) 設備投資金融の拡充

イ. クレディ・ナショナル等政府系金融機関が総額 50 億フランの起債(5 月中に予定、全額政府保証)を行い、代り金を設備投資金融(期間 15 年、金利 8.5% <政府の利子補給 3% 控除後>)に充当。

ロ. 経済社会開発基金(FDES)による本年度の融資枠を、対国営企業向けを中心に 12.5 億フラン増額。

ハ. 輸出増進を目的とする中・長期設備投資金融優遇措置(3 月 17 日決定済み、4 月号「要録」参照)の強化(融資条件を上記イ. と同様とする)および融資手続の簡素化。

(3) 電話施設の増設促進

1977 年末までに 90 万ライン増設することを目標とし、これに伴い本年度の歳出を 42 億フラン増額。

(4) その他

イ. 個人の債券取得利子に対する非課税限度の引上げ(1 人当たり 2→3 千フラン)。

ロ. 景気調整課徴金(本年 1 月から発効、1 月号「要録」参照)の第 1 回目の納付(納付期限 4 月末)を免除。

ハ. 地域開発関係財政資金援助を約 3 億フラン増額。

2. 今次措置はすでに 1 か月前に大統領演説で予告されていたが、その後、約 2 週間にわたる蔵相の主要業界首脳との個別懇談の結果をふまえて策定されたものであ

り、政府は、これら諸措置に伴う財政負担は総額 155 億フランに上るとしている。一般にも、「昨年末来の小出しの選択的措置に比べると相当思いきった措置」との受けとめ方が多いが、反面、「現在生産の落込み方が大きいことや、企業家の投資マインドが冷却していることなどを考慮すると、これが実需の増加にどの程度つながるか」と疑問視する向きもある。

◇イタリア銀行協会、預金金利を引下げ

1. イタリア銀行協会(Associazione Bancaria Italiana)は 4 月 18 日、銀行間で協定している預金金利の上限を以下のとおり引き下げ、5 月 1 日から実施することを決定した(単位・%、カッコ内は旧レート)。

預金残高	当座預金	貯蓄預金
20 百万リラ以下	n. a.	n. a.
20 百万リラ超	最高 6.00	最高 7.50
50 百万リラ以下	(6.50)	(8.00)
50 百万リラ超	〃 6.50	〃 8.00
100 百万リラ以下	(8.00)	(9.50)
100 百万リラ超	〃 7.50	〃 8.50
250 百万リラ以下	(9.50)	(11.00)
250 百万リラ超	〃 8.50	〃 9.00
	(10.50)	(12.00)

なお、預金残高 100 百万リラ以下の貯蓄預金については期間 3 か月以上のものに限って、上記水準に対し 0.25 % 高の金利を適用することが認められている。

2. 今次措置は、プライム・レート的大幅引下げ(17.25→15.0%、5 月 1 日実施)と同時に決定されたものであり、貸出金利の低下に伴う収益悪化を軽減するため実施されたものとみられている。

◇イタリア、住宅建設促進措置を決定

1. イタリア政府は 3 月 14 日、不振が著しい住宅建設の促進を目的とし、概要以下のような財政・金融両面からの措置を決定した。

(1) 財政関係

- イ. 公共住宅建設のため、今後 3 年間にわたり 3 兆リラを支出する。
- ロ. 上記 3 兆リラのうち 1 兆リラは、本措置が国会の承認を得た後ただちに支出される。

(2) 金融関係

- イ. 住宅の建設、購入および修繕のための要資積立てを目的とする住宅貯金(Risparmio-Casa)を新設する。同貯金に対しては、物価上昇に伴う目減り分の補償を毎年実施する。
- ロ. 同貯金受入れ銀行は、預入者に対し住宅建設資金

を融資する(期間 30 年)。その限度額等は次のとおり。

- (イ) 年収 4 百万リラ超で当該貯金残高が 10 百万リラ以上となった者に対しては、住宅建設費の 75% 相当額を融資限度額とする。
- (ロ) 年収 4 百万リラ以下で当該貯金残高が 5 百万リラ以上となった者に対しては、貯金残高の 3 倍相当額を融資限度額とする。
- (ハ) (イ)、(ロ)いずれの場合も、建設費 40 百万リラ以下の住宅を建設する場合に限られる。

2. 今次措置に対して、イタリア経営者団体連盟(Confederazione Generale dell' Industria Italiana、略称 Confindustria)は、「現在建設中の民間住宅が約 180 千戸であることを考慮すると、本措置により年間 60 千戸の公共住宅建設が可能となることは、住宅投資の増加にかなり大きく寄与するとみられ、今後の景気回復に資するところも大」と歓迎している。

◇イタリア、南イタリア開発のための持株会社を新設

南イタリア開発公庫(Cassa per il Mezzogiorno(注))および主要商業銀行 7 行は 4 月 7 日、南イタリアの経済開発促進を目的とする南イタリア開発金融会社(Societa Finanziaria Meridionale、略称 F I M E)を設立した。同社の概要は次のとおり。

(注) 南イタリア開発を目的として 1950 年に設立された政府系金融機関で、開発計画の策定および促進、開発資金融資などを主要業務とする。

(1) 資本金

設立当初は 100 億リラとするが、今後 5 年間で 2,000 億リラまで増資する。

(2) 株主および出資比率

(株主)	(出資比率)
南イタリア開発公庫	51%
イタリア商業銀行 (Banca Commerciale Italiana)	各 7%
イタリア信用銀行(Credito Italiano)	
ローマ銀行(Banco di Roma)	
ラポーロ銀行 (Banca Nazionale del Lavoro)	
ナポリ銀行(Banco di Napoli)	
シチリア銀行(Banco di Sicilia)	
サルデーニャ銀行(Banco di Sardegna)	

(3) 業務内容等

南イタリアに所在する企業(とくに中小企業)の発展および体質改善を促進するため以下の活動を行う。

- イ. 新設もしくは増資を行う企業に資本参加し、技

術、経営面等で援助を与える。ただし株式の取得額は、取得対象企業の資本金の40%相当額以下とし、かつF I M Eの資本金の5%相当額を超えないこととする。

- ロ. 資本参加する企業の対銀行借入れは、F I M Eがこれを保証する。ただし、F I M Eによる当該企業の株式取得額の20%相当額を保証限度額とする。

◇スイス政府、景気刺激策等を決定

スイス政府は4月9日、景気後退と輸出不振(「国別動向」参照)に対処するため、概要以下のような措置を実施する旨閣議決定した。

- (1) 従来連邦、州が積み立ててきた景気準備金(Konjunkturücklage)の一部(約11億スイス・フラン)を取りくずし、建設等不況業種への財政支出に充当。
- (2) 失業保険の拡充。
- (3) 輸出リスク保証制度の強化。

(以上の諸措置については、緊急法案として議会で審議されたうえ、遅くとも7月1日までにその実施が予定されている)

- (4) 雇用確保積立金(注)の一部(71.5百万スイス・フラン)を取りくずし、時計、繊維等不振産業の雇用確保のための支出に充当。

(注) Arbeits-beschaffungs-reserven 民間企業の純益の一部を適宜積み立てさせているもの(積立額は免税扱い)で、現在残高437百万スイス・フラン。

◇スイス、市中貸出増加額規制を撤廃

スイス中央銀行は4月24日、昨年8月から本年7月末までの予定で実施してきた市中貸出増加額規制(年間増加率7%以内)を、本年5月1日以降廃止する旨決定、発表した。

本措置について同行では、「最近、景気の後退が目だち、これ以上の規制継続は景気回復を遅らせるおそれがある一方、物価はすでに鎮静に向かいつつあることから廃止に踏み切ったものである」旨コメントしている。

◇スイス中央銀行、対外債務に対する準備預金積立義務を緩和

スイス中央銀行は4月11日、商業銀行の対非居住者スイス・フラン建債務にかかる最低準備預金を4月末積立て分以降、3億スイス・フラン解除する(現在残高約9億スイス・フラン)旨決定、発表した。

同行では、「本措置は、5月以降も金融市場の緩和をさらに進め、依然低い状態にあるマネー・サプライの伸び率を望ましい水準(本年中約6%)にまで引き上げることを主なねらいとしている。これが、月初に発表された政府の景気刺激措置とあいまって、国内景気の落込みを防ぐうえでなんらかの効果を示すものと期待している。なお、1~2月にドル買介入によって発生した余剰資金(約15億スイス・フラン)は、2月末の準備預金引上げとその後の資本輸出によって、その大半が吸収された」とコメントしている。

◇オーストリア、公定歩合引下げ等を決定

1. オーストリア中央銀行は4月23日、公定歩合を6.5%

オーストリアの主要経済指標

	1974年			1975年		
	年間	第3 四半期	第4 四半期	12月	1月	2月
鉱工業生産指数* (1970年=100)	126.1 (5.0)	126.5 (4.0)	124.3 (1.9)	128.6 (5.6)		
小売売上高指数* (1970年=100)	154 (14.1)	159 (16.1)	155 (8.4)	143 (3.6)		
○失業率 (%)	1.5 (1.6)	0.9 (1.0)	1.7 (1.9)	2.2 (2.3)	2.8 (2.7)	2.7 (2.4)
時間当り賃金指数 (1970年=100)	155.8 (12.6)	157.0 (11.7)	161.3 (7.5)	162.0 (7.6)	182.5 (21.3)	
消費者物価指数 (1970年=100)	131.1 (9.5)	132.1 (10.1)	135.3 (9.6)	136.3 (9.7)	137.7 (9.2)	139.1 (9.5)
卸売物価指数 (1963年=100)	155.6 (15.1)	158.2 (16.7)	161.2 (14.3)	161.7 (12.4)	162.7 (10.8)	
マネー・サプライ(M ₂) (末残、億シリング)	3,731 (12.2)	3,569 (11.9)	3,731 (12.2)	3,731 (12.2)	3,739 (13.4)	
金融機関貸出 (末残、億シリング)	3,235 (14.4)	3,086 (13.6)	3,235 (14.4)	3,235 (14.4)	3,224 (13.9)	
輸出(FOB)* (月平均、億シリング)	111 (30.6)	113 (29.9)	110 (19.6)	101 (13.5)	114 (△ 1.7)	
輸入(CIF)* (月平均、億シリング)	140 (21.7)	145 (22.9)	134 (12.6)	126 (10.5)	135 (△ 4.3)	
○貿易収支* (月平均、億シリング)	△ 29 (△ 30)	△ 32 (△ 31)	△ 24 (△ 27)	△ 25 (△ 25)	△ 21 (△ 25)	
○金・外貨準備高 (末残、百万ドル)	3,430 (2,873)	3,090 (3,279)	3,430 (2,873)	3,430 (2,873)	3,608 (2,719)	3,764 (2,760)

(注) 1. カッコ内は前年同期比増減(△)率(%). ただし、○印は前年同期実数。

2. *印は季節調整済み計数。

から6.0%へ、債券担保(ロンバード)貸付歩合を7.0%から6.5%へ、それぞれ0.5%引き下げ、翌24日以降実施する旨決定した。

本措置について同行では、「最近の金融市場の緩和、市場金利の低下に追隨する意味合いが強く、市中金利の低下を大幅に促進し景気を刺激することをねらいとしたものでないし、また海外金利を配慮したものでもない。消費者物価が前年比9~10%の上昇を続ける一方、失業増大はまださほど深刻ではないので、金融面から積極的な景気刺激を図るのは今のところ適当ではないと考えている」旨コメントしている。

2. また同行は、輸出振興貸出(同行による適格輸出関係手形の再割引)の限度額を、現行の30億シリングから向こう1年間(5月2日以降76年4月30日まで)、40億シリングに引き上げる旨、同日決定した。これは、「海外需要の減退やシリング相場の上昇から鉄鋼等の輸出不振が目だってきているため、これら輸出産業の資金調達コスト軽減を図る趣旨でとられたもの」とされている。

◇ベルギー、公定歩合を引下げ

1. ベルギー中央銀行は4月23日、公定歩合を一律0.5%引き下げ、翌24日から実施する旨発表した。今回の引下げは、本年1月、3月に次ぐ3回目のものであり、この結果、基準割引歩合の引下げ幅は通算1.75%となった。

新レートは以下のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引歩合

銀行引受手形(Traites acceptées domiciliées en banque)および輸出入関係手形	7.0%(7.5%)
その他の手形	7.5%(8.0%)
貸付歩合	7.5%(8.0%)

2. 今次措置につきベルギー中央銀行は、「前回の公定歩合引下げ以降も、国内市場金利、海外金利ともに引き続き下落をみているほか、国内景況面では、生産活動の低迷(鋳工業生産、75年1~3月前年同期比-10.0%、74年10~12月同横ばい)、失業者数の増加(2月末153.3千人→3月末156.0千人)が続くなど不況は一段と進行している。この間、消費者物価は依然年率15%台の上昇(75年1~3月前年同期比+15.3%、74年10~12月同+15.9%)を続けているが、これは主として公共料金の引上げ等によるものであり、需要面からの上昇圧力はすでに鎮静したと認められるに至った。こうした状況にかんがみ、内外金利の低下傾向を追認し、かつ企業マインドの好転をねらって今回の引下げを決定したものである」旨説明している。

◇ベルギー、金融の全面的緩和措置を決定

ベルギー中央銀行は4月24日、概要以下のような金融の全面的緩和措置を決定した。

(1) 市中金融機関に対し適用されている下記の諸規程は、有効期間が終了する4月30日をもって撤廃する。

イ. 貸出増加額規制(注1)

ロ. 預金債務に対する準備預金の積立て(注2)

ハ. 公債保有規制(預金増加額の一定比率<41%>を公債購入に充当することを義務づけたもの)

(注1). 75年2月1日~4月30日間の貸出増加率限度(年率)は次のとおり。

対建設向け貸出……………24%

その他貸出……………16%

(注2) 現行預金準備率は以下のとおり。

一覽払い預金……………6.0%

期間2年以内の預金……………0.9%

期間2年超 " ……0%

(2) 上記イ、ロの規制撤廃に伴い、従来市中金融機関がベルギー中央銀行に積み立てていた準備預金(無利息)残高約150億ベルギー・フランを、5月から7月にかけて3回に分散し解放する。ただし、市中金融機関は、解放される準備預金中30億ベルギー・フランについては、1年ものTBの購入に充当することとする。

◇ベルギー、物価凍結措置ならびに景気振興策を決定

ベルギー政府は5月1日、物価、賃金の上昇と失業者数の増加に対処するため、概要以下のような諸措置を決定し発表した。

(1) 物価凍結措置

今後2ヵ月間、すべての商品・サービスの価格を凍結する(注)(ベルギーでは、賃金の物価スライド制が実施されているため、本措置により間接的に賃金上昇が抑制されることとなる)。

(注) 政府は5月6日、本措置の実施細目を決め、「4月末現在の価格水準に凍結し、凍結期間は5月7日から7月7日までとすること」などを発表した。

(2) 景気振興策

イ. 雇用対策…雇用水準を維持するため、売上高に対する雇用者数の比率が相対的に高い企業に対し、社会保険料を軽減する。

ロ. 投資促進策…本年6月から12月までの期間中に実行される新規設備投資に関しては、その投資額の一部を税額控除の対象とする。

ハ. 輸出振興策…中小輸業者に対する技術指導の強化および輸出信用に係る利子補給の増額を行う。

ニ. 公共投資促進策…通信および運輸関連公共投資を拡大する。

◇デンマーク、公定歩合を引下げ

デンマーク中央銀行は4月4日、公定歩合を1%引き下げて8.0%とし、7日から実施する旨を発表した。これは、1月14日(10.0→9.0%)に続く第2回目の引下げである。

今次引下げの背景につき同行では、①物価の騰勢がいくぶん鈍化している(消費者物価の対前年比上昇率は、75年1～2月平均+13.0%、74年10～12月平均+15.2%)一方、失業の増大が顕著なこと(失業率75年2月12.2%、74年10～12月平均9.5%)、②賃金交渉が一応妥当な線で決着をみたこと、③海外金利の低下傾向が続き、為替市場も比較的落ち着いていること、などを指摘している。

なお、同国の最近におけるビジネス・マインドは、引き続き景気後退に加え、現政権が単独少数内閣で政局が必ずしも安定していないとみられること(3月号「要録」参照)なども響いて著しく沈滞しており、今次公定歩合引下げも、この点を考慮したものと受けとめられている。

◇スペイン、所得政策を導入

1. スペイン政府は4月4日、概要以下のような所得政策を4月8日から実施する旨決定、発表した。

- (1) 賃金上昇率を生計費上昇率の範囲内(ただし、とくに許可された場合は生計費上昇率+3%までの範囲内)に抑制する。
- (2) 商業部門の利潤マージンを1974年の水準に凍結する(本年末まで)。
- (3) 工業製品価格を凍結する(ただし、原材料価格および賃金の上昇分に相当する値上げは許容する)。
- (4) 4月8日から本年末までの間の配当等不労所得に対し課徴金(10%)を賦課する。
- (5) 法人税を引き上げる(32.8→36%)。
- (6) 本年中に受け取る配当については、配当率を1973、74年の平均水準以下とする(ただし、1973、74年に無配であった場合は6%以内とする)。

2. 本借債に関しては、このところ失業が増大しているにもかかわらず賃金が大幅な伸びを続け(74年第3四半期対前年同期比+37.3%)、物価の騰勢も一段と強まっている(消費者物価上昇率、74年第3四半期対前年同期比+15.2%、第4四半期同+16.6%、75年2月+19.4%)状況にかんがみて採られたものと、一般には受けとめられている。

◇ポルトガル、制憲議会選挙を実施

ポルトガルは4月25日、かねて予定されていた制憲議会選挙を実施した。今回選挙は、同国としては49年ぶり

の自由選挙であり、ポルトガルの新憲法制定のための議会議員(248人)を選出することを目的としている。新議員は12党2,600人の候補者の中から、比例代表・中選挙区制により選ばれた(有効投票率92%<全有権者数617万人>)。

2. 選挙の結果、社会党(116議席)が第1党となり、また人民民主党(80議席)などを含むいわゆる中道左派の勢力は、総議席数の約8割を占めるに至った(注)。しかしながら、制憲議会選挙以前の4月11日に、すでに主要6政党が、選挙活動の許可を得るための条件として「今後3～5年間は、最高革命評議会が国政を担う」とうたった最高革命評議会の作成した政治綱領案に調印しているため、同評議会筋でも、「今回選挙の結果により政策の転換が行われることはない」との見解を表明している。

(注) 新議会の政党勢力等は次のとおり。

	議席数	得票率
社会党	116	37.4%
人民民主党	80	26.4
共産党	30	12.5
社会民主中央党	16	7.6
人民民主運動	5	4.1
その他7党	1	12.0
計	248	100.0

3. ちなみに、政治綱領案の概要は以下のとおり。
- (1) 選挙による文民議会を設ける。
 - (2) 最高革命評議会は内政、外交の基本政策を立案し、法律の合憲性を審査する最高裁判所の役割を果たす。
 - (3) 最高革命評議会は経済、社会、財政、外交、国防の各政策および戦争、和平、議会解散の最終決定権を有する。
 - (4) 議会の立法権は、最高革命評議会に最終決定権が与えられる案件のみに限定される。
 - (5) 最高革命評議会とは別に、240人から成る軍幹部会議が設置される。
 - (6) 大統領は軍幹部会議と議会とによって選出される。大統領は最高革命評議会を主宰し、軍最高司令官を兼任する。
 - (7) 最高革命評議会は、首相および国防、経済、内務各担当相任命の事前承認権を有する。
 - (8) ポルトガルは、社会主義への道を歩むことを永遠に約束される。
 - (9) 政治的多様性は、社会主義の道に矛盾せず、不毛の党派対立が行われないうまきり保障される。
 - (10) 新憲法の有効期限は最大限5年とする。

◇ポルトガル、基幹産業の国有化を発表

ポルトガル最高革命評議会は4月16日、電力、通信、石油、運輸等基幹産業の国有化(ただし外資系企業、外国企業を除く)を発表するとともに、農地改革(500ヘクタール以上の個人所有の土地収用)およびインフレ対策(賃金、物価規制)を近く実施する旨明らかにした。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、預金金利を一部引上げ

韓国銀行は4月1日、市中預金の一部につき最高金利を次のとおり引き上げた(単位・年%)。

	旧	新
家計預金	2.562	6.0
こども預金	5.4	6.0
通知預金	3.65	6.0

今次措置は、これら預金金利が72年8月以降据え置かれ、物価上昇による預金の目減りが問題視されてきたことに対処して採られたものである。

◇韓国、外資導入規制を一部緩和

韓国政府は、昨年来海外からの直接投資流入の大幅な落込みを示しているのに対処し、その流入促進を図るため、直接投資の最低限度額(従来は、1件当たり電子工業で10万ドル、その他20万ドル)を下記の場合につき引き下げることとし、4月4日から実施した。

- (1) 機械製造業向けは1件当たり10万ドルとする。
- (2) 在外韓国人の直接投資は業種を問わず、1件当たり5万ドルとする(従来は外国人と同じ扱い)。
- (3) 国産原料を主に使用し、かつ製品をすべて輸出する企業で、政府の認可を得たものについては同5万ドルとする。

なお、外国人の投資比率(上限)は、原則50%に据え置かれた。

◇香港、1975年度予算案を発表

香港政庁は2月26日、1975年度(75年4月～76年3月)予算案を立法議会(Legislative Council)に提出した。

同予算案の特色は次のとおり。

- (1) 歳出は総額66.2億香港ドルで、前年度当初予算に比べ15.1%の増加をみている。これは、一般行政費、交通・運輸関係支出を極力抑制しているものの、失業増大や、難民の流入増加などに伴い社会福祉費(同+57.1%)、住宅関係費(同+36.2%)が著増、加えて教育関係費も前年度に引き続き増加(同+25.2%)をみている

ことによるもの。

- (2) 一方歳入面では、不況による税収などの伸び悩み予想に対処し、法人税、間接税、公共料金、銀行ライセンス・フィーの引上げ等17項目にわたる増収措置(注1)を打ち出しているが、総額は61.9億香港ドルと同8.9%増にとどまっている。
- (3) この結果、収支じりは従来と様変わり、4.3億香港ドルもの大幅赤字を余儀なくされている(当初予算ベースでは、74年度<0.7億香港ドルの赤字>を除けば、各年とも超均衡予算)。

かかる収支赤字のファイナンスにつき財務長官は、「財政余剰残高(注2)は歳出総額の36%にまで落ち込んでおり、将来の経済変動を考えれば、これ以上手を付けるべきではない。したがって冗費節約に努めるものの、最終的には公債発行等に依存せざるをえない」としている。

(注1) 増収措置の具体例。

(1) 法人税……15→16.5%

(2) 間接税……ビール1ガロンにつき60セント、たばこ1箱につき10セント各引上げ

(3) ライセンス・フィー……銀行……年40→200千香港ドル、ファイナンス・カンパニー……年1→10千香港ドル

(4) 郵便料金……1オンスまで10→20セント(香港地域内)

(注2) 72年3月末(既往ピーク)38.3億香港ドル
75年3月末 23.7 〃

なお、政庁は上記予算案発表に際し、74年の経済成長率(推計)を公表した。これによると、同年の名目GDP成長率は12.7%(前年25.8%)ながら、実質では、輸出の量的減退とこれによる不況深刻化からわずかに1.5%(同12.5%)と当初予想(4.0%)を大きく下回った。また75年については、世界景気の停滞持続から輸出拡大が期待されず、ゼロ成長にとどまろうとの見通しを表明している。

香港の1975年度予算

(単位・百万香港ドル)

	歳入	歳出	収支	
1974年度当初予算(A)	5,679	5,747	△68	
〃 決算見込み(B)	5,983	6,453	△470	
1975年度予算(C)	6,186	6,615	△429	
前年度比増加率 (%)	C/A	8.9	15.1	—
	C/B	3.4	2.5	—
1974年度決算見込みの 対前年度決算比増加率(%)	13.4	33.5	—	

◇フィリピン、化学肥料の輸入を禁止

フィリピン政府は3月31日、地場肥料輸入業者8社に対し、本年中化学肥料(カリ肥料、硫酸等一部品目を除

く)の輸入を停止するよう命令した。

同国では最近、輸入の急増を主因に化学肥料の在庫が急速に拡大し(国内需要量の9.5ヵ月分、適正水準は3~4ヵ月)、市況の軟化などを通じて肥料生産業者(国内需要量の約4割を供給)の業況悪化が懸念されるに至ったため、今次措置の実施となったものとみられる。

◇ラオス、為替レートを引下げ

ラオス政府は3月31日、同国通貨の対米ドル公定レート(注1)を20%(IMF方式)切り下げ、1米ドル=750キップ(従来600キップ)とするとともに、外貨使用税(注2)を1米ドル当り240キップから450キップに引き上げた。

(注1) 公定レートは、政府必要経費、留学費用の送金およびいわゆるBリスト品目(肥料、殺虫剤、農機具、種子)の輸入にのみ適用。

(注2) 外貨使用税はBリスト品目以外の品目の輸入に対して賦課されるもので、今次措置によりこれら品目の輸入にかかる実効レートは、1米ドル=1,200キップ(従来840キップ)となる。

これと同時に、輸入決済用外貨は自由市場で取得することが禁止され、すべて外貨配分委員会により、割り当てられることとなった(従来は食料、薬品等19品目の必需品については公定レートで外貨を割り当て、その他は自由市場で調達させていた)ほか、輸出によって得られた外貨は、1米ドル当り1,200キップですべて中央銀行により強制的に買い取られることとなった(従来は取得外貨の80%を公定レートで強制買上げ)。

同国は、従来から貿易収支の大幅赤字を海外からの援助で切り抜けてきたが、昨年来、輸入価格の高騰などにより貿易収支赤字が拡大する一方、援助の伸び悩みもあって、外貨繰りが極度に窮迫するに至ったため、外貨管理制度の整備もかねて、今次措置に踏み切ったものとみられている。

◇タイ、公定歩合を引下げ

タイ中央銀行は4月1日、公定歩合(手形貸付利率)を11.0%から10.0%に引き下げ、即日実施した。なお、輸出手形、農業手形等の割引に適用する優遇レート(5.0%)は据え置かれた。

同行は、すでに昨年8月、国内生産活動の鈍化傾向に対処し商業銀行に対する支払準備率の引下げ(8.0→7.0%、9月実施)を行っている。その後主要輸出品である米、ゴムの輸出停滞を背景に消費需要が不振の度合いを強めたうえ、繊維、弱電等の業種では輸入の増大もあって昨年末には3~4割もの減産に追い込まれ、失業者も急増、国内景況は一段と停滞色を強めている。この間物価は、新穀出回りもあって総じて落ち着いた動きを示す

に至っている(消費者物価の前年同期比上昇率、74年4~6月32.3%→12月17.8%)。こうした情勢にかんがみ、市中金利の低下を誘導し、金融緩和を本格的に進めるため、今次措置に踏み切ったものとみられている。

◇インド、輸入緩和政策を発表

インド政府は4月7日、本年度の輸入政策を発表、原材料、機械部品の輸入について自動認可制度を導入するなどの緩和方針を明らかにした。措置の概要、背景等次のとおり。

(1) 措置の概要

イ. 原材料および機械部品の輸入について、全産業に対し個別品目ごとに前年度輸入実績(CIF建)まで自動認可枠を認める。

ロ. 1966年6月のルビー切下げ時以来の優先業種リストを廃し、新たに国民経済および輸出に対する貢献度を考慮して、鉄鋼、非鉄金属、原動機、電気・通信機器、農業機械、肥料、化学、セメント等29業種を選別業種に指定し、これら業種には原材料の追加輸入を認める。

ハ. 輸出比率20%以上の企業には、前年度の輸入実績にかかわらず選別業種並みの追加輸入を認める。

ニ. 輸出能力の高いヤスリ、ブライヤー、蓄電池等6業種については、義務的輸出比率を引き上げる(5→10%)とともに、輸出義務を果たせない場合はペナルティー(輸入枠の10%カット)を課する。

ホ. 輸入免許発行事務を中央官庁が直接取り扱い、所要日数の大幅短縮(従来平均6ヵ月→30日以内)を図る。

(2) 背景等

同国では、従来から外貨不足を理由に厳しい輸入制限を実施してきたが、この結果原材料、機械部品が不足し、「生産設備の操業率は70%」(ガンジー首相)程度の低い水準に落ち込んで同国経済停滞の一因となっていたため、今般政府は、①国内生産の拡大が長期的には輸出促進につながること、②OPEC等からの援助が今後も相当期待できること、などの判断の下、貿易収支の悪化(74年度赤字見込み12.5億ドル、前年度比2.3倍)にもかかわらず本措置に踏み切ったもの。

◇ニュージーランド、輸入規制措置を発表

ニュージーランド政府は3月3日、輸入許可品目(輸入総額の約3割)の許可総枠を、75年7月から向こう1年間、金額ベースで前年比15~20%方削減することを内容とする75年度輸入計画を発表した。

主要削減品目は次のとおり。

自動車(完成車)、模型がん具、陶磁器…50%削減
殺虫剤、タイヤ・チューブ、ガラス器…25% 〃

さらに4月3日には、EPA(Emergency Protection Authority)の勧告を受け、一部繊維品(合繊維物、トリコット編物)の輸入額を75年4月以降1年間、73年度(73年7月～74年6月)輸入実績の60%以内に制限する旨を発表した。

同国では、羊毛、酪農品等の輸出停滞から貿易収支が大幅に悪化している(74年中貿易赤字額12.2億米ドル、73年黒字4.2億米ドル、いずれも通関ベース)ため、昨秋来、ニュージーランド・ドルのフロート・ダウン(昨年9月)、輸出金融優遇制度の融資限度引上げ(12月)などの対策を打ち出してきたが、なおはかばかしい改善をみないことから今次輸入制限措置の実施に踏み切ったものとみられる。

共 産 圏 諸 国

◇ハンガリーの1975年経済計画

ハンガリー政府がこのほど発表した1975年経済計画の骨子は、次のとおり。

- (1) 工業生産は、前年比6%増(前年実績8.2%増)とかなり控えめに設定、専ら生産性向上によりその達成を図ることとされている。部門別には、化学(前年比9～10%増)、電力(同7～8%増)、建設(同7%増)各部門の拡大を志向。
- (2) 農業生産目標は、同3～4%増と、ほぼ前年実績(同3.7%増)並みに設定。
- (3) このように農工業生産目標が低めに定められた結果、国民所得の対前年比伸び率は、前年実績(7.0%増)をかなり下回る5.5%に策定、このため1人当たり所得も、前年比3.5%増(前年実績6.6%増)にとどめられている。

(4) 投資額は1,280～1,300億フォリント(前年計画比6.6～8.3%増)を予定、投資の重点をインフラ部門、電力等に置く一方、工業については既往着工プロジェクトの早期完成を図る計画。

(5) 対外面では、74年中西側からの輸入急増(前年比59%増)と同輸出伸び悩み(同16%増)により大幅な収支赤字(65億フォリント、約7億ドル)を余儀なくされたことにかんがみ、本年は対西側輸入を極力抑制(前年比5～6%増)することとしている。

◇北朝鮮、1974年度決算と1975年度予算の骨子

北朝鮮では、4月上旬最高人民会議が開催され、74年度(暦年)国家財政決算および75年度同予算が承認された。その骨子は次のとおり。

(1) 1974年度決算

イ. 歳入10,015百万ウォン(前年実績比+17.2%、1ウォン=約130円)に対し、歳出9,672百万ウォン(同+16.3%)で、引き続き若干の黒字(343百万ウォン)を計上。

ロ. 歳出では経済開発、とくに農業部門への投資増大から基本建設支出が増加したほか、教育関係を中心に社会文化教育費支出も増加。また近年低下してきた国防支出のウエイトは若干上昇(71年31%→72年17%→73年15.4%→74年16.1%)。

(2) 1975年度予算

イ. 歳入(前年実績比+15.0%)、歳出(同+19.1%)とも11,517百万ウォンと例年どおり均衡。

ロ. 歳出では運輸、鉱業部門を中心とする基本建設投資支出の大幅増大(同4割増)と、11年制義務教育制度を完全実施するための社会文化教育費の著増(同+18%)が特色。

なお、上記会議において、74年の1人当たり国民所得が1,000ドルを超えた旨報告された。